

5分でわかる
個人の所得税を
減らせる
特定寄附金控除

寄附先対象が
「特定公益増進法人」の場合

特定寄附金控除とは

最近、タイガーマスクの伊達直人と名乗った人が立て続けに児童養護施設にランドセルをプレゼントしました。

ランドセルをプレゼントした人は伊達直人がもともと孤児だったこと。

レスラー「タイガーマスク」として得た収入の一部を孤児院へ寄付したこと。

寄附したのは同じような苦しみを味あわせたくないという思いからだったこと。

それを知っていて伊達直人を名乗って児童養護施設にランドセルをプレゼントしたのだらうと思います。

つまりこの人には何か人のために役に立ちたいという気持ちがあったのでしょ。

これは善意の寄附行為です。寄附行為は一種の公共的な行為です。だから国や地方公共団体はそれをした人に個人なら所得税を軽減しています。税制では特定寄附金控除といいます。

ところが日本人はあまり寄附行為をしません。その一つの理由にどこに寄附したら特定寄附金控除になるのか知らないからではないでしょうか？

●特定寄附金控除の寄附先は？

個人の所得税を軽減できる特定寄附金控除には決められた寄附先があります。これは国税庁が説明しています。

寄附という行為は善意です。人の善意を促すには寄附金控除対象先をわかりやすくしなければならないはず。

でも、国税庁のホーム・ページの寄附金控除を読むと寄附先の定義がわかりにくい。

ちょっと読んでみてください。

(2)公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして、財務大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

(3)所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第217条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（(1)及び(2)に該当するものを除きます。）

これでは、寄附をしたい善意の人はどこに寄附したらよいかわからなくなると思いませんか？ 実はわかりやすい寄附先あります。特定公益増進法人です。ここに寄附すると寄附金控除が受けられます。これは財務省のホームページに載っています。しかもその団体の目的まで(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm>)。

どうせ寄附するなら自分が望むこと、貢献したい団体に寄附したいと思いませんか？

例えば、音楽や映画を好きな人は財団法人NHK交響楽団や財団法人川喜多記念映画文化財団が特定公益増進法人としてあります。

この財団を特定公益増進法人だと知っていますか？

知らない人の方が多いのではないのでしょうか。

ここに寄附すれば特定寄附金控除の対象になります。

その他にも寄附金控除の対象になる特定公益増進法人はたくさんあります。

次頁にリストアップしてみました。まずは自分のしたい団体を見つけてどこに寄附するかを決めることから特定寄附金控除はスタートするといえるでしょう。

特定寄附金控除の寄附先…特定公益増進法人とは

特定公益増進法人に寄附すると特定寄附金控除を受けられます。具体的な特定公益増進法人はどこでしょうか？

これは財務省のホーム・ページ以外にも各官庁が指定しています。つまりその指定公益増進法人に寄附をすれば寄附金控除を受けられます。その指定公益増進法人がどんなことをしているかもわかります。自分が望む施策を実現したいところに寄附できます。

以下にいくつかの各官庁別の特定公益増進法人の名称と目的を一覧します。

ただし、私たち個人に関係深い特定公益増進法人のみです。

●文部科学省関係

目的：生徒に対する学資の支給や貸与、寄宿舎の設置運営を行う

特定公益増進法人名

- ・財団法人旭硝子奨学会
- ・財団法人味の素奨学会
- ・財団法人渥美国際交流奨学財団
- ・財団法人安藤記念奨学財団
- ・財団法人石橋奨学会
- ・財団法人伊藤国際教育交流財団

目的：青少年に対する社会教育を行う特定公益増進法人名

- ・社団法人ガールスカウト日本連盟
- ・社団法人CISV日本協会
- ・社団法人青少年交友協会
- ・財団法人青少年野外教育財団
- ・財団法人育てる会
- ・財団法人日本海洋少年団連盟

目的：スポーツ、レクリエーション活動に関する業務を行う特定公益増進法人名

- ・財団法人日本オリンピック委員会
- ・財団法人日本体育協会
- ・財団法人日本レクリエーション協会

目的：芸術の普及向上に関する業務を行う特定公益増進法人

- ・財団法人朝日新聞文化財団
- ・財団法人アフィニス文化財団
- ・財団法人アリオン音楽財団
- ・財団法人NHK交響楽団
- ・財団法人川喜多記念映画文化財団
- ・財団法人関信越音楽協会

それ以外に、自然科学に関する試験研究、文化財の保存活用に関する業務、留学生交流を行う特定公益増進法人等あります。

●厚生労働省関係

目的：自然科学に関する知識及び思想の総合的な普及啓発を主たる目的とする特定公益増進法人名

- ・財団法人骨髄移植推進財団
- ・財団法人難病医学研究財団
- ・財団法人日本アイバンク協会(角膜移植の促進に寄与)
- ・社団法人日本臓器移植ネットワーク
- ・社団法人日本糖尿病協会

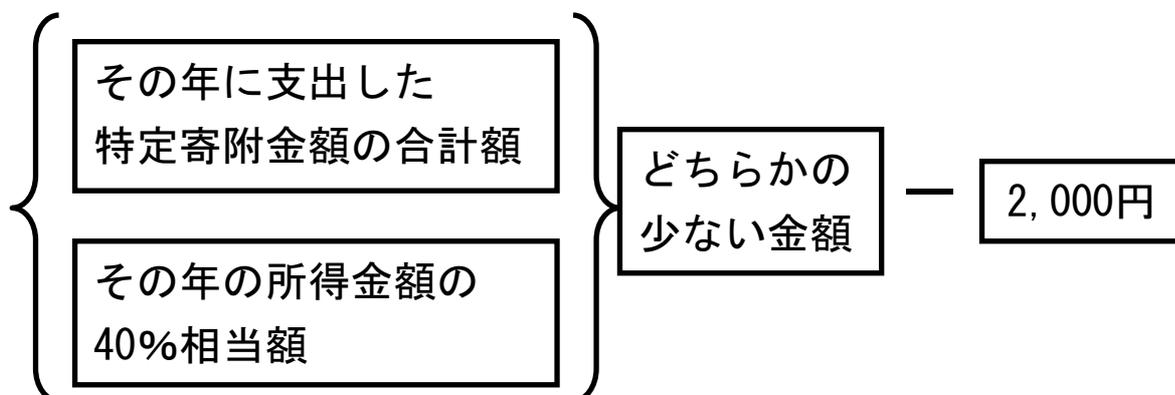
●環境省関係

目的：地球環境に関する各種の調査や研究及び地球環境保全意識の普及啓発等を目的とする特定公益増進法人名

- ・財団法人水と緑の惑星保全機構
- ・財団法人日本自然保護協会
- ・財団法人日本生態系協会
- ・財団法人日本鳥類保護連盟
- ・財団法人日本野鳥の会

特定寄附金控除額の計算方法は？ 個人所得税編

●特定寄附金控除額は



●事例

Aさんの趣味は映画。かつて急性骨髄性白血病で亡くなった夏目雅子(女優)のファンでした。そこで、財団法人川喜多記念映画文化財団と財団法人骨髄移植推進財団に各5万円寄附しました。

Aさんのその年の所得金額は200万円でした。

※特定寄附金控除は

- ・10万円 < $200\text{万円} \times 40\% = 80\text{万円}$

どちらか少ない金額は10万円になります。

$100,000\text{円} - 2,000\text{円} = 98,000\text{円}$ が特定寄附金控除になります。

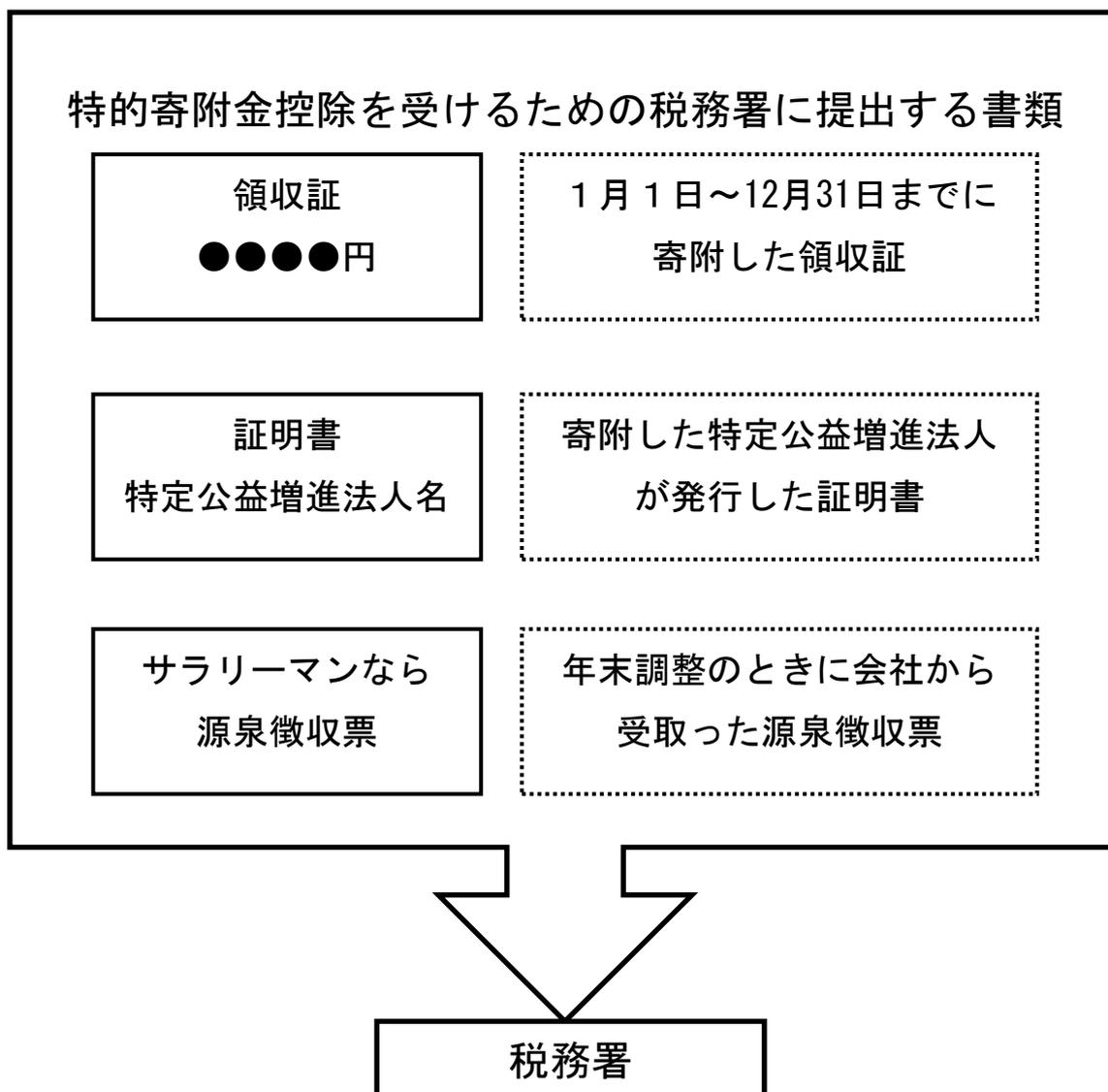
所得税率が10%なら9,800円減税されます。

※適用を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、確定申告書に以下の書類を添付します。

- ・寄附した団体などから寄附したことを証明できる領収書
- ・特定公益増進法人である旨の証明書の写し
- ・サラリーマンなら源泉徴収票

次頁の図のとおりです。



特定寄附金控除額の計算方法は？ 住民税編

※住民税の寄附金控除手続

所得税の確定申告をした人は個人住民税について改めて申告する必要はありません。

ただし、住民税の軽減対象になる特定公益増進法人。つまり住民登録をしている地方公共団体あるいは指定地域にある特定公益増進法人に寄附した場合は「ふるさと納税」になります。

この場合は別に「ふるさと納税」に従って自分の住民登録をしている地域に確定申告をします。

